

○個人情報の保護に関する法律等施行細則

令和5年3月31日

規則第8号

個人情報の保護に関する法律等施行細則

個人情報保護条例施行規則（平成19年組合規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、組合長が保有する保有個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（平成19年組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

（個人情報ファイル簿等の作成及び公表）

第3条 法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成は、個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）により行うものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第4条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

4 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

5 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第7号）により行うものとする。

（意見書提出についての通知書等）

第6条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書（様式第8号又は様式第9号）により行うものとする。

2 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（開示の実施の方法）

第7条 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を乾式複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての法第87条第1項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、組合長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
  - ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

4 映画フィルムに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法 当該映画フィルムを専用

機器により映写したものの視聴

(開示の実施の方法等の申出)

第8条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(様式第11号)により行うものとする。

(費用負担)

第9条 条例第3条第1項の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める費用の額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額)とする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、第1項の費用のほか郵送料を負担して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合においては、当該郵送料に相当する額の郵便切手を組合長に提出しなければならない。

(費用の額等の通知)

第10条 法第87条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から写しの送付の方法による開示の実施の申出がなされた場合には、組合長は、その者に対し、前条の規定により算定した費用の額及び郵送料の額を通知しなければならない。

2 開示請求書に個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第23条第3号に掲げる事項が記載されている場合において同令第24条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の法第82条第1項の規定による通知をするときは、当該通知をするときに前項に規定する申出がなされたものとみなして、同項の規定を適用する。

(保有個人情報訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書(様式第12号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

3 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第15号)により行うものとする。

4 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

5 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第17号)

により行うものとする。

6 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書（様式第18号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第13条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（様式第19号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第14条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第20号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第21号）により行うものとする。

3 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第22号）により行うものとする。

4 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第23号）により行うものとする。

（個人情報保護審査会諮問通知書）

第15条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第24号）により行うものとする。

（個人情報保護審査会）

第16条 条例第5条に規定する個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決める。

5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

（施行の状況の公表）

第17条 条例第11条の規定による法の施行の状況の公表は、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する事項

(2) 審査請求に関する事項

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画（2の項から4の項までに該当するものを除く。）	ア 乾式複写機により複写したもの（単色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき10円
	イ 乾式複写機により複写したもの（多色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき20円
	ウ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの（A4判のものに限る。）の交付	1枚につき10円
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
4 スライド	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
5 電磁的記録	ア 用紙に出力したもの（単色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき10円
	イ アに掲げるもの以外のものの交付	作成に要する費用相当額

備考

- 1 用紙に印刷し、又は出力したものの交付を行う場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 保有個人情報の開示を閲覧、聴取又は視聴により行う場合には、無料とする。

様式第1号(第3条第1項関係)

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
用配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	





様式第3号（第5条第1項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる期間、時間及び場所 期間：年 月 日から 年 月 日まで（組合の休日を定める条例（平成元年組合条例第7号）第1条第1項に規定する休日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、開示の実施の方法に応じた費用及び送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

電話番号  
課  
(内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県市町村総合事務組合を被告として(訴訟において茨城県市町村総合事務組合を代表する者は、茨城県市町村総合事務組合長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (注) 1 事務所において保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求又は処分の取消しの訴えの提起があつたときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 3 開示の実施の方法等については、別紙保有個人情報開示実施方法等申出書により、この通知があつた日から30日以内に申出をしてください。事務所における開示の実施を希望する場合は、4(2)事務所における開示を実施することができる期間、時間及び場所に記載されている期間及び時間のうちから希望の日時を選択してください。

様式第4号（第5条第2項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において茨城県市町村総合事務組合を代表する者は、茨城県市町村総合事務組合長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第5条第3項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

様式第6号（第5条第4項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第84条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

様式第7号（第5条第5項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

電話番号 課  
(内線)

様式第8号（第6条第1項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があったので、同法第86条第1項の規定により通知します。

当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、別紙保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先	(郵便番号) (住 所) (課 名) (連 絡 先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 殿

郵便番号

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け茨総第 号で通知のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関する意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障（不利益）がある部分 2 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	



様式第9号（第6条第1項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があったので、同法第86条第2項の規定により通知します。

当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、別紙保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先	(郵便番号) (住 所) (課 名) (連 絡 先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 殿

郵便番号

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け茨総第 号で通知のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障（不利益）がある部分 2 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

から 年 月 日付けで保有個人情報の開示決定等に関する意見書の提出があった保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において茨城県市町村総合事務組合を代表する者は、茨城県市町村総合事務組合長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号（第8条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 殿

郵便番号  
住所又は居所  
氏 名  
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実 施 の 方 法	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ( )
	(2) 複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 送付を希望しない。	ア 全部 イ 一部 ( )
	(3) その他 ( )	ア 全部 イ 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

様式第12号（第11条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 殿

郵便番号  
住所又は居所  
氏 名  
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書の文書番号： 保有個人情報開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。）等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係る2に掲げる本人確認書類の写しを添付すること。） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 住民票の写し、4に掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限り、ます。

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において茨城県市町村総合事務組合を代表する者は、茨城県市町村総合事務組合長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号（第12条第2項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正しないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正しないこととした理由	

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において茨城県市町村総合事務組合を代表する者は、茨城県市町村総合事務組合長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号（第12条第3項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)



様式第16号（第12条第4項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

様式第17号（第12条第5項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

様式第18号（第12条第6項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



提供している保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 をするための情報	(氏名, 住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>

電話番号 課  
(内線)

様式第19号（第13条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 殿

郵便番号  
住所又は居所  
氏 名  
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書の文書番号： 保有個人情報開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止, <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード, 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。）等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係る2に掲げる本人確認書類の写しを添付すること。） <input type="checkbox"/> その他 ( )

(注) 住民票の写し、4に掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において茨城県市町村総合事務組合を代表する者は、茨城県市町村総合事務組合長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第21号（第14条第2項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止しないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しないこととした理由	

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において茨城県市町村総合事務組合を代表する者は、茨城県市町村総合事務組合長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第22号（第14条第3項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

様式第23号（第14条第4項関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)



様式第24号（第15条関係）

茨総第 号  
年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合  
組合長



個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの茨城県市町村総合事務組合長に対する審査請求について、下記のとおり個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 （訂正決定等，利用停止決定等）	
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号

<本件連絡先>

課  
電話番号 (内線)

(注) 「審査請求に係る開示決定等（訂正決定等，利用停止決定等）」の欄については、開示決定等（訂正決定等，利用停止決定等）の日付・文書番号，開示決定等（訂正決定等，利用停止決定等）をした者及び開示決定等（訂正決定等，利用停止決定等）の種類（開示決定，不開示決定等）を記載してください。